



# 宮 崎 県 公 報

平成26年 6 月26日 (木曜日) 号外 第 33 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

	頁
<b>教育委員会公告</b>	
○宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公園施設の指定管理者の指定の申請の申請の公表……………	1

## 教育委員会公告

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第5条及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3の規定により、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公園施設（以下「県スポーツ施設」という。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成26年 6 月26日

宮崎県教育委員会委員長 齊 藤 和 子

### 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

#### (1) 名称

- ア 宮崎県体育館
- イ 宮崎県ライフル射撃競技場
- ウ 宮崎県総合運動公園有料公園施設

#### (2) 所在地

- ア 宮崎県宮崎市宮崎駅東 2 丁目 4 番地 1
- イ 宮崎県宮崎市田野町乙4765番地 1
- ウ 宮崎県宮崎市大字熊野1443番地12ほか

#### (3) 設置目的

ア 国民体育大会をはじめとする各種全国レベルの大会に使用される等、本県競技力向上の中核施設としての役割を担うとともに、県民の体位・体力の維持・増進を図り、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、県民の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ 本県のライフル射撃競技の競技力向上の中核を担うとともに、ライフル射撃競技の普及振興を図ることを目的とする。なお、全国レベルのライフル射撃競技大会が可能な県内唯一の施設である。

ウ 置県80周年を記念し、「緑の中のスポーツ公園」として建設された総合体育施設であり、国民体育大会をはじめとする各種全国レベルの大会や国際大会など「競技スポーツの拠点」、県民の体力向上のための「生涯スポーツの拠点」及びスポーツキャンプやスポーツイベント等のための「スポーツを通じた経済活性化を担う中核施設」としての役割を担い、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 指定期間

平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 3 指定管理者の業務

- (1) 県スポーツ施設の利用に関する業務
- (2) 県スポーツ施設の維持及び保全に関する業務
- (3) その他県スポーツ施設の管理運営に関して県教育委員会が必要と認める業務

### 4 指定管理者が行う管理の基準

教育関係の公の施設に関する条例第7条の規定により準用する公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の4、宮崎県体育館管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第24号）第17条、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第25号）第17条及び都市公園条例第15条の6及び都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）第34条に規定する管理の基準による。

### 5 指定管理者の指定方法

教育委員会は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

### 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、県スポーツ施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減等が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (4) その他教育委員会規則及び規則で定める基準
- 8 指定管理候補者の選定方法
- 提出された指定管理者指定申請書及び県スポーツ施設の指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県スポーツ施設指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当  
宮崎県宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号 0985 (26) 7247
- (2) 配布期間 平成 26 年 6 月 27 日から平成 26 年 8 月 29 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成 26 年 6 月 27 日から平成 26 年 8 月 29 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先  
宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当 宮崎県宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号 0985 (26) 7247
- 12 その他  
その他募集に関する詳細は、募集要領による。